平成２２年（フ）第２８１０号
札幌市手稲区前田13条10丁目17番１号　ハイツシーマ103号
債務者　立石　道拡
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦　桂子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月16日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２３３号
長崎県佐世保市田原町６番16号
債務者　西川米酒店こと　西川　政俊
1　決定年月日時　平成22年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　英樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月３日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第１５４号
富山市三上165番地３
債務者　堂前　靖雄
1　決定年月日時　平成22年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鍋谷　博志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３０４号
長崎県長崎市曙町33番24号　プランタン曙203
債務者　三浦　恵美
1　決定年月日時　平成22年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川添　　志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月24日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４０２号
宮崎市恒久３丁目２番地４　グランドパレス城ケ崎606号
債務者　國武　孝臣
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　　卓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月17日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第９６号
三重県伊勢市西豊浜町1548番地
債務者　中西　　司
1　決定年月日時　平成22年９月15日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川端　康成
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月22日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第３５６号
福井市種池町第３号79番地
債務者　橋野　正清
1　決定年月日時　平成22年９月15日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三田恵美子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
福井地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１３９７号
埼玉県戸田市大字新曽790番地の15　エポックマエダＭⅡ戸田303号室
債務者　笠嶋　利登
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１３９９号
埼玉県北本市二ツ家１丁目322番地　二ツ家団地２―106、旧住所埼玉県北本市本宿５丁目70番地１　センチュリーパーク北本601
債務者　小関　守重
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第４９１号
埼玉県草加市弁天２丁目24番52号
債務者　渡邊ますみ
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第５３１号
埼玉県入間郡越生町上野東４丁目12番地２　プラムコート越生201
債務者　嶋田　悦子
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第５９５号
埼玉県川越市岸町２丁目27番地10　ダイアパレス川越岸町104号室
債務者　石井　正博
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第６１２号
埼玉県入間市鍵山２丁目６番７号
債務者　半田　　斉
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第６１９号
埼玉県飯能市大字双柳1483番地59
債務者　玉盛　昌孝
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第６２０号
埼玉県飯能市大字双柳1483番地59
債務者　玉盛　千枝
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第６４１号
埼玉県川越市大字野田1306番地１　メゾン月吉103号室
債務者　堀　　建一
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第６５１号
埼玉県坂戸市大字石井2334番地２　市営住宅１―103
債務者　久我美智子
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部